

所管部課名	環境課		担当者					
事務事業名	衛生自治団体連合会運営補助金							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
平成29年度予算額	国県支出金 1,400千円	一般財源 千円	その他 1,400千円					
	目標値		千円					
成果指標①	衛生自治団体連合会加入世帯数		32,000世帯維持					
成果指標②	研修会開催数及び参加者数		年5回・200人					
補助対象者	薩摩川内市衛生自治団体連合会							
補助対象経費	① 環境衛生思想の普及及び調査研究事業に要する経費(食料費を除く) ② 組織の運営費(報酬及び食料費を除く)							
補助対象事業・活動の内容	エコバッグ配布事業、研修視察、ポスター・標語コンクール							
分類	□運営補助のみ	□事業補助のみ	■運営補助と事業補助の両方					
□その他								
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額(千円未満切捨て)とし、予算で定める額以内。							
上記項目の積算方法	【平成29年度予算】2,024千円のうち、報酬額、食料費を除く対象経費は1,959千円 1,959千円のうち予算で定める額1,400千円(71%相当)							
補助を受けた事業の決算団体状況等の 過去を去る年数	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
		自己資金	660,696	30.8%	602,864	28.4%	654,952	29.5%
		会費収入	525,696	24.5%	522,864	24.6%	519,952	23.5%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	135,000	6.3%	80,000	3.8%	135,000	6.1%
		市補助金	1,400,000	65.3%	1,400,000	65.9%	1,400,000	63.2%
		雑入	89	0.0%	88	0.0%	6	0.0%
		(前年度繰越金)	83,503	3.9%	121,478	5.7%	161,743	7.3%
		計	2,144,288	100.0%	2,124,430	100.0%	2,216,701	100.0%
特記すべき事項等	項目	事業費	1,385,712	64.6%	1,293,125	61.1%	1,389,929	62.7%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	399,634	18.6%	451,836	21.3%	487,942	22.0%
		負担金	212,624	9.9%	212,726	10.0%	212,200	9.6%
		予備費	24,840	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
		委託料		0.0%		0.0%	103,680	4.7%
		(翌年度繰越金)	121,478	5.7%	161,743	7.6%	22,950	1.0%
		計	2,144,288	100.0%	2,124,430	100.0%	2,216,701	100.0%
		支出計/前年度支出計				99.1%		104.3%
		自己資金/前年度自己資金				91.2%		108.6%
翌年度繰越金/市補助金		8.7%		11.6%		1.6%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		32,856		32,679		32,497		
成果指標の推移②		3回・100名		3回・120名		8回・332名		
【前回評価】	平成26年度「現状のまま継続」・衛生自治団体連合会で行っている指定ごみ袋の作成・販売事業について、今後事業安定化の方策を、関係する諸方面の意見を聴取しながら検討されたい。 ・他自治体で、各家庭のボリバケツから生ごみを回収し、その生ごみを堆肥化して販売収益を上げている事例がある。多方面からの収益確保の方法を検討されたい。 ごみ削減に向け先進地視察を行い、各地区で意識向上を担って頂いている。 衛自連だよりを年に2回発行。また、功労者表彰、ふるさとクリーン大作戦などを行い関心の喚起を図っている。							
【前回評価への回答】								
【事業のPR方法】								
【費用対効果】	リサイクルや環境美化など公共性が高く、十分な効果がある。							
【補助事業以外の事業】	指定ごみ袋作成販売、ボランティアごみ袋の配布、ふるさとクリーン大作戦。							
【その他】	衛自連を中心に、市民ボランティアで事業を進められており、市直営とした場合には多額の経費が必要になると考えられる。							

〔補助金の視点別評価〕

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	各地区コミュニティ協議会の環境部会と連携し、全市民を対象としたリサイクルの推進や環境美化等に取り組まれている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当。 研修会を開催し、各代議員の意見交換を実施するなど環境美化等に対する人材育成に取り組んでいるが、衛自運会費だけでは実施できないので、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民の生活環境の保全と地域の環境美化という市民ニーズに合致した目標であり、清掃ボランティアや不法投棄の防止のため多くの市民が活動されている点で効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。 ② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準） ③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。 ④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。 ⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。 ⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A A A A A A	地区コミュニティ協議会の環境部会と連携した衛自運を中心多く市民が自主的にボランティア活動されている。市が直接実施した場合多額の経費を要し、多くの市民の自主的な活動が後退すると思われる。 環境衛生思想の普及及び調査研究事業に要する経費（食料費を除く）と報酬及び食料費を除く組織の運営費の範囲内としている。 予算の範囲内でできる限りの活動を行っており、会議の開催についてもコミュニティ協議会との合同で開催を実施するなど経費の削減に取り組んでいる。 指定ごみ袋の販売利益により、清掃ボランティア事業、先進地研修視察、不法投棄回収業務委託、環境美化推進交付金等の事業を実施し、利益を市民に還元している。 生活環境の保全及び公衆衛生の普及・向上を図るため、環境衛生に関する活動を組織的に推進していただいており、当該補助金で調査研究事業を行っている。 調査研究事業等に補助対象経費は明確化されている。

〔補助金の見直し結果〕

内部評価（一次）結果	『今後の改革の方向性』 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 『上記方向の理由』 リサイクルフェアの実施、衛自運だよりの発行等ごみの減量化につながる取組みを実施している。	外部評価結果	『視点別評価』 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 『今後の改革の方向性』 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 『まとめ』

衛生自治団体連合会運営費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成18年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる衛生自治団体連合会運営費補助金に關し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 衛生自治団体連合会運営費補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 環境衛生思想の普及及び調査研究事業

ア 環境衛生思想の普及向上に關すること。

イ 環境衛生行政に関する調査研究及び地域組織活動の推進に關すること。

(2) 衛自連組織運営事業

ア 環境衛生行政に対する要望に關すること。

イ 関係機関、団体との連絡調整に關すること。

ウ その他目的達成に必要な事項

(補助金の額)

第3条 衛生自治団体連合会運営費補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 衛生自治団体連合会運営費補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

(1) 環境衛生思想の普及及び調査研究事業に要する経費（ただし、食糧費は除く。）

(2) 組織の運営に要する経費（ただし、報酬及び食糧費は除く。）

(交付の申請)

第5条 衛生自治団体連合会運営費補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 衛生自治団体連合会運営費補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 総会資料

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 衛生自治団体連合会運営費補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、衛生自治団体連合会運営費補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 衛生自治団体連合会運営費補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 衛生自治団体連合会運営費補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 本市における衛生自治団体連合会加入世帯数
- (2) 研修会開催数及び参加者数

(補助事業者等の責務)

第9条 衛生自治団体連合会運営費補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の環境衛生施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。